



平成28年度 千葉市病院局看護職員 募集要項

千葉市立青葉病院 千葉市立海浜病院



募集職種	看護師・助産師				
採用予定人数	50人程度(通年)				
職務内容	<p>病院において夜間勤務を含む看護業務に従事します(人事交流等により病院間の異動もあります)。</p> <p>[勤務先]</p> <p>千葉市立青葉病院(千葉市中央区青葉町1273番地2) 千葉市立海浜病院(千葉市美浜区磯辺3丁目31番1号)</p>				
受験資格	<p>(1) 平成29年実施の国家試験にて看護師免許・助産師免許取得見込みの方</p> <p>(2) 看護師・助産師免許取得済みの方</p> <p>※受験資格の詳細については、「受験案内」をご覧ください。</p>				
試験科目	作文(800字程度)・面接				
採用時期	<p>●免許取得見込みの方 平成29年4月1日</p> <p>●免許取得済みの方 試験月の翌々月1日以降</p>				
試験日程(予定)	区分	試験日	受付期間	合格発表	備考
	第1回	6月 11日(土)	5月10日(火)～ 5月 23日(月)	6月下旬	<ul style="list-style-type: none">試験の詳細については、「看護職員募集ホームページ」と「受験案内」をご覧ください。各回の試験における募集人数については、「看護職員募集ホームページ」をご確認ください。年度途中で採用予定人数(通年)に達した場合は、それ以降の試験を行いません。
	第2回	7月 9日(土)	6月 7日(火)～ 6月 20日(月)	7月下旬	
	第3回	8月 6日(土)	7月 5日(火)～ 7月 19日(火)	8月下旬	
	第4回	9月 10日(土)	8月 9日(火)～ 8月 22日(月)	9月下旬	
	第5回	2月 11日(土)	1月10日(火)～ 1月 23日(月)	2月下旬	

お問い合わせ(千葉市病院局 採用担当)

<http://www.city.chiba.jp/byoin/kanri/kikaku/boshu/kango.html>

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター10階
TEL: 043-245-5224 (直) mail: jinzai.HOB@city.chiba.lg.jp

千葉市 看護職員

検索

平成28年度 千葉市病院局看護職員 給与・勤務時間等

給与 (平成27年4月1日現在)

給与区分	主な学歴	給与月額 (モデルケース)		初任給 (基本給+調整額+地域手当)
		免許取得見込みの方	免許取得済みの方 (経験年数10年の場合)	
大卒	高校(普通)+大学(看護学部)	331,910円	397,360円	<ul style="list-style-type: none"> 免許取得見込みの方 大卒 247,300円 短大3卒 233,910円 短大2卒 223,627円 免許取得済みの方 (他医療機関における常勤看護師としての経験年数が10年の場合) 大卒 305,496円 短大3卒 284,534円 短大2卒 281,822円
短大3卒	●短大3卒相当学歴+助産師学校(1年) ●高校(普通)+短大または看護学校(3年) ●准看(2年)+高校(普通)+ 短大または看護学校(2年)	316,834円	373,766円	
短大2卒	高校(看護科)+短大または看護学校(2年) 高校(看護科5年)	305,283円	370,722円	夜間・特殊勤務手当(夜勤8回程度) 時間外手当(月10時間程度) 住居手当(貸家本人名義27,000円)

※上位の学歴(看護系大学院)を有する人には、上記金額に一定基準で算出された額が加算されます。

その他各種手当

※上記初任給のほかに次の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

扶養手当	配偶者	13,000円
	配偶者以外	6,500円 ※満16~22歳までの子1人につき5,000円加算
通勤手当	最高支給限度額	月額55,000円 深夜勤務の出勤時および準夜勤務の帰宅時はタクシー券にて現物支給
ボーナス	4.2箇月	※平成27年度実績

勤務時間 4週8休 1日:7時間45分 週:38時間45分勤務 《三交替・二交替選択制》

福利厚生・休暇等

年休	年間20日	病気休暇	一般疾病90日
夏季休暇	6日	忌引き	配偶者10日 父母5~7日 等
結婚休暇	5日	産休	産前産後8週間
育児支援	配偶者の出産 育児休業 育児短時間勤務 部分休業	5日以内 3歳の誕生日の前日まで (育児休業手当金 最長1歳6か月まで給料の半額程度支給) 小学校に就学するまでの子どもを養育している場合、本人の希望により、 1日4時間勤務・1日4時間45分勤務や週3日勤務・週2.5日勤務を行うことができます。 9歳に達する年度末までの間にある子どもを養育している場合、 日勤時に1日を通じて5時間かつ1週間を通じて10時間以内の範囲で勤務をしない時間が認められます。 ※公務に支障がない範囲で認められます。	男性職員の育児参加休暇 5日以内
キャリアアップ支援	認定看護師: 認定学校の学費・交通費・認定審査料および登録料等を全額負担します。 専門看護師: 大学院在学中は自己啓発休業扱いになります。 その他: 現場で必要な人材の育成に係る研修・学会参加費用について全額負担します。		